

平成 29 年 3 月
京都市上下水道局用度課

物品等の電子入札の実施範囲の拡大について

上下水道局では、入札参加者の利便性の向上を図るため、平成 29 年 4 月 1 日以降、物品等の契約について電子入札の実施範囲を拡大する予定です。

つきましては、下記のとおり取り扱いますので、御協力の程、よろしくお願い致します。

記

1 平成 29 年 4 月 1 日以降に電子入札の対象となる案件

原則、全ての入札案件

ただし、以下のものは、従来どおり紙での入札等となります。

- ・ 特命随意契約の案件
- ・ 見積合せの案件
- ・ 合併契約（水道事業分と下水道事業分を併せて 1 件としている契約）の案件
- ・ 不用品売却
- ・ 電力売却
- ・ 車両の継続検査
- ・ 建物・施設等の修繕
- ・ その他、上下水道局が紙で入札を実施することが適当と判断した案件

2 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降の入札分から実施していきます。

上記 1 に該当する案件であっても、必ず、全ての案件が電子入札となるわけでは
ありませんので、ご承知おきください。

3 その他

- ・ 電子入札に参加するためには、ＩＣカード又はＩＤカードが必要です。未取得の方は早めに取得されますようお願い致します。詳しくは下記ＨＰをご覧ください。

（電子入札について）

ＨＰ：京都市情報館 > 市政情報 > 入札・契約 > 京都市入札情報館 > 電子入札

アドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/ebid/ebid.htm>

（ＩＤカードについて）

ＨＰ：京都市情報館 > 市政情報 > 入札・契約 > 京都市入札情報館 > 電子入札 > 入札端末機

アドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/ebid/terminal.htm>

- ・ 電子入札で実施する場合は、公告文や公募文にその旨記載します。また、通常型指名競争入札の場合は、ＩＣカードの方には電子メールや電子入札システムで、ＩＤカードの方には電話等で指名の通知をさせていただきます。